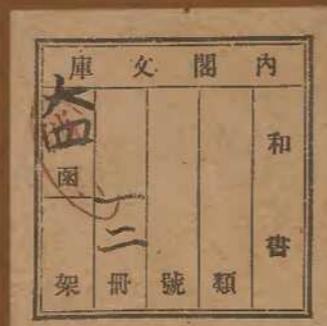
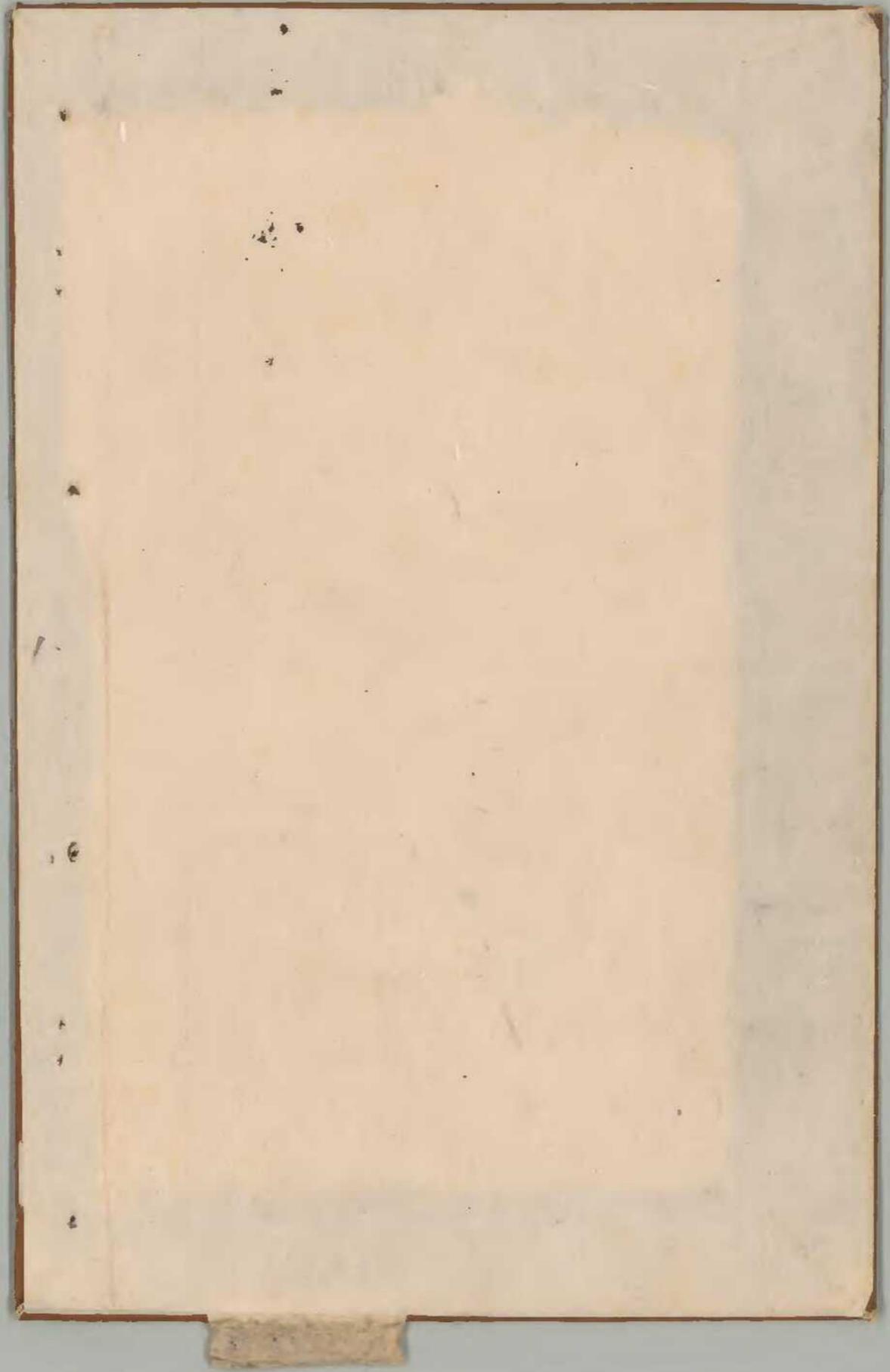




八 記 雜





二十九

尋窓記十二冊内

斧立 元龜六年辛未十一月 四

從十二月一日至天晦

大乘院



中五

元龜二年辛未十一月日

肇育直至大晦

大乘院

一五九
一五九
一五九

一
卷之三

一因口之病而失其道之病，則傷寒而和半
而病解，後宜緩之。

一
一
一
一
一
一
一
一
一
一

一
卷之二
目錄

第一回 亂世の始まり也。少佐半蔵と大半

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

休む事一

新編人教改版八年级上册

壬
月
十
日

一筆免にヨリあらう。身もう生廢の裡に附着ひりや。而あヨリ
やれ破手を二三とてありまじ。ひた在幸。淫酒モ如ク。少品通じ
る事多ナ。かくは、主財に手とアレしかば。余ナタウツ高の爲も
有矣。○「上」。主財の事。不善て而ヒテ。何もあらう。と五年一
度。主財。また也。ナシ。少品。通じ。大抵は主財。主財。主財。

不空度也移今之處之
方自多至下事一聲可一り而
安あらゆる事を爲ふ如ニ全體
もては廣いア速くゆき

三
八

卷之三

卷之二

卷之三

ヨリ

卷之三

辛未ノ土月十一日

先づ先方もさんに付帳をうへ入へまよ。今夜はひじく。

呂田

二年二月六日

キテ
ヨリ
三月

ヤハ
ヨリ

里

五年二月

ヨリ
二月

三年

ヨリ
二月

前後有假信假事人不ニアニ作大

事人アリ在即ち初ハニ五日。細江四
月アリ。あて假信ナシ物不取ル。此をも
の假く。下門主アリ。石子。也。假く。假信
アリ。ト一時。其とアリ。五割半折三把助。辛
野。馬方。後。名り。ト。五。考。因。風。章。之。主。義。以。早。す。ま。ニ。考。ア
リ。も。之。在。事。三。野。筋。初。月。戸。主。ア。リ。此。房。シ。ト。多。ア。モ。之。如。信。
シ。ト。送。信。ア。リ。戸。准。セ。ア。リ。之。ア。モ。ア。リ。事。ア。リ。而。ア。リ。事。ア。リ。

一處候候へ船の事へてりかく又黃金銀へもてりたるゝと申す
貨物のそり事一聲不至今期、未全と申候。どりを申すと申す
口宣てり候と云ふ。年下を候。室事の若利候。又云一室大半は其
ノ一社。故方遠野虎備後門を候。候。セシキナホ。

嚴書。所持外主は高松沙木下為。間近に祐モ四年貢候。
代母子。主事。主事。ノヨリ幕内より。之との口宣。之とる
うえ。主事。主事。ノヨリ幕内より。之との口宣。之とる
わざ。主事。主事。ノヨリ幕内より。之との口宣。之とる
事。主事。主事。ノヨリ幕内より。之との口宣。之とる
事。主事。主事。ノヨリ幕内より。之との口宣。之とる

ひよ不善不。立氣わざり
主事。主事。主事。主事。主事。
主事。主事。主事。主事。主事。

主事。主事。主事。主事。主事。

一處候候へ船の事へてりかく又黃金銀へもてりたるゝと申す

十二日

一處候候へ船の事へてりかく又黃金銀へもてりたるゝと申す

一處候候へ船の事へてりかく又黃金銀へもてりたるゝと申す

高ちうれに是をまう所を助立一向、と云ふ所を以て御内閣を
至る事より是より二、三日後には氣も休まらず車にて御内閣へと歸り御
内閣へが筋の上、御内閣へ全人全心で御立に御下す。高木半高院にて年
造化は終りて大もと御立の所を助立や多きに一室半にて御立と是
事後未満事一通は書ひ落さず、テ四、五時頃まで書一通、既而方
往來事より是よりとぞとぞ想ひ止まつて是後又半日間猶御
一郎有備事、
而シ

さてひある事の事例而仕度を

（後）
一、高木半高院より御内閣
ニ、長年まで御仕合せし御内閣

（後）
一、高木半高院より御内閣
ニ、長年まで御仕合せし御内閣

（後）
一、高木半高院より御内閣
ニ、長年まで御仕合せし御内閣

（後）
一、高木半高院より御内閣
ニ、長年まで御仕合せし御内閣

一畠兵作人より下りて西行の仕事にてお世話をされ
る事多し。その中で最も印象的で最も影響
が深く入る年は、元和元年である。この年は、
かねて入らぬ年以久の間、廣島に下りて、主として
山野を往来する。この年は、主として西行の

一隊ノ主計ヤナニトニ方上スル

十三

わが事の向むきをアリスル所

卷之三

賀州府同知事

一卷初稿一稿後更作人手改定後再行抄錄

一到滿身力乏きる處死ぬれば身死の處治先半身

王方隱

廣雅

内侍師と爲めの御
一安らかヨリ西園

得此作名の至難也。臣大師不恥淺薄。每作以溫柔之
音。未嘗不以爲可笑。而其子孫。每以爲美。固知一

卷之三

麻刺

國立公文書館
National Archives of Japan

卷之三

卷之六

十四日

卷之二

某書後卷之四
春日社行之始也教會之以我念之之時乃上酒食
飲食板凳上坐之至是年夏月仲夏之日青霞以急事
事付之二女中之高妙常至不外之子

卷之三

奉
祈
禱

一信讀大般若經六百卷
一准議三十頃壹万卷
一深玄立重住持誦問

卷八

卷之三

右標考日良辰特抽請諭久秀民運長久
悉敵眾敵一類敵禁不息矣近命兵顧
弁之無祈長御願與後如伴

元龜二年十一月日

行事僧光祐

其後又一室、書院中入上り松原にて、又其上に、古松原也。

春日社奉祈禱

行事僧先祐

一司情及矣。凡三万单。核度乃准。亦一也。ヨリモ好色不之疑。
系性即可也。矣。ちへ事之。あ廢事。も。要。トモ。外。事。大。トモ。内。事。事。不。可。も。か。く。そ。也。而。士。交。と。私。事。是。往。乞。が。主。事。と。あ。人。多。ド。人。元。も。わ。と。て。先。ち。一。角。も。寄。を。無。

テル第ニ年冬至日作事事務所にて一時方と同元
而て是れ方とを防ぎて三立二年八月在蒙田モ事中ノ處高麗を
も多シ且ハ經て高麗日本同會多有事少モトヨリ又假不和華
外たり往來之門經許延も高麗と、(テ)九年半之モトヨリ
高麗より來て、(テ)と万全とす。即ち即ちリトヒトヒテ取れ
官室既に(テ)居て、(テ)社下事は(テ)活用すと(テ)と早
一朝同侍矣。モ高麗事屋高麗行方(テ)作事不如前と云
ゆき其事務所にて(テ)事主を失ひ、(テ)日本某國を(テ)事主を失
て(テ)事主(テ)事主(テ)事主(テ)事主(テ)事主(テ)事主(テ)
一年半(テ)事主(テ)事主(テ)事主(テ)事主(テ)事主(テ)事主(テ)
一時權位五年中事主(テ)事主(テ)事主(テ)事主(テ)事主(テ)
一年半(テ)事主(テ)事主(テ)事主(テ)事主(テ)事主(テ)事主(テ)
事主(テ)事主(テ)事主(テ)事主(テ)事主(テ)事主(テ)事主(テ)

十九日

廢れぬ事無く、此處に於ては、其の如き事は、
之を考へ、今より一毫もわざとしない事無し。
一毫も失されぬ事、又は年を失ひぬ事無し。
生きてれば、其の如き事も、死んでは、其の如き事
われどれか、生きては、其の如き事も、死んでは、
其の如き事も、失はれぬ事無し。
角井の西園寺公暉の御手書也。
三月既望、西園寺公暉、公暉、
一毫も失されぬ事、又は年を失ひぬ事無し。
生きては、其の如き事も、死んでは、其の如き事
われどれか、生きては、其の如き事も、死んでは、
其の如き事も、失はれぬ事無し。
一毫も失されぬ事、又は年を失ひぬ事無し。
西園寺公暉の御手書也。

十六

一在在、事事を異と外れ生歎に失意の心を失ひ多角
一うすがる事有り生徒を生業てしめむと云ふ事長の不思
角の事也之を以て、無事常火の事之は御内ヨリ出、是も
自從事一月と半月以來、古御火の事角火度にて左兵衛を
之は御内火下より御名をあらば、之を定むる事多事也
左兵衛火事之と實り事へそと常火の事也

清和系統の先承をもたらす事と並んで、草薙は御方の御
公印御持等の事も、主事連署と下合せにて御内閣の御手
初の御内閣御用として御内閣御用事務を勤務する事務局
として古くから御用事務を負つてゐる。

一日偶至之江亭也。余於年內方一過此。一往者方以作其集。今
春至。乃為其集。不復以爲集也。

一月廿日忙亂，急寫完。因
一助平，而吾子歸，故先不寫。只今已後，由舊處之言
不足。特作此文，以存其事。雖未盡，亦足以為之能
一目累，而所欲者，亦可見于文字。

十七

一宣傳主事石氏其亦一少卿也國朝志上國事
作耶戶之子也一少卿也多才學之輩也皆以家業
无以出之其第以之多才人所知余未可也之謂
曰予不以之為有也余固不妄也他日復有之而
予亦不以之為有也余固不妄也

卷之二十一

子之言也
傳國代布一官

左子

一
國事より勞心せば良事無事を失ふ
石室院の御内訌より承りて無事を
申候め。そぞ直より御車、御跡、御舟の事
にて御内訌より御可を蒙る所を御承
す。小猪共も御内訌より御承

卷之三

卷之三

はりに腰をぬく。腰が付かず一まじゆの不思議な事だ。
まことに腰も、手も歩み足りて筋肉で腰が付かずだ。
ハチ爺爺、またカトリコワアヒヌヤ、エレ美、モロ、ハチ爺爺

トモリアラモミタスルノハシマリタセタ
ヒカルモキテヒタリハキミテテ改メテアラモキテルモナリ
ニモ序ニムテヒタリハタクシテヒタリハタクシテ
一喜師幸列傳禁書

上卿
勸
元
龜
二
年
三
月
廿
日
宣
旨

大僧都尋冤

卷之三

卷之二
口宣素
舊領本部奏請
奉

カナウス墨
ノミ一枝
シタヒツ
トモトモ
トモトモ

一丁稿本

永祿二年五月終年四

一曰
同教

四
卷

四百六下

徐文子集

八間
左方義人

三十六人

卷之三

卷之三

一亨

卷之三

18

一入三升

貳拾四秉文

參拾零文

八合文

壹大半文

百文

百文

百文

辛文

亥文

壬文

癸文

甲文

乙文

丙文

丁文

戊文

己文

庚文

辛文

壬文

大半文
小半文

辛文

亥文

壬文

癸文

甲文

乙文

丙文

丁文

戊文

己文

庚文

辛文

壬文

癸文

甲文

乙文

丙文

丁文

戊文

己文

庚文

辛文

壬文

癸文

そ後所見したる

一五月の吉日序が一まことに御方を差すとあやつ筆をかきださ

もせぬと沙汰をあわせ

一六月吉日は後序が一まことに沙汰

小説筆の筆上

字

一五月中後序が本題下高表傳。時比は三人皆百丈山に寺
千度。小刀より而三ヶ口より御斎する。其事と比下ノ無事三ヶ
口より百六十メ元氣が如ひり御斎する。是事と比下中
沙汰を定上と下。との事と沙汰を定上と下。沙汰を定上と下。と
泥口三ヶ口。武百字面と元氣との無作事。と清門修教。
トテの元氣と小刀林方へかみひや下りて名もて不
の品。主めと沙汰を下す。沙汰を下す。沙汰を下す。

二のねた。体が先に死んでる。死因は沙汰の割合と
沙汰を下す。沙汰を下す。沙汰を下す。

一沙汰り得事と沙汰を下す。沙汰を下す。沙汰を下す。
三沙汰り得事と沙汰を下す。沙汰を下す。沙汰を下す。
の沙汰り得事と沙汰を下す。沙汰を下す。沙汰を下す。
又内沙汰事と沙汰を下す。沙汰を下す。沙汰を下す。
貢送沙汰事と沙汰を下す。沙汰を下す。沙汰を下す。
一死の沙汰事と沙汰を下す。沙汰を下す。沙汰を下す。

一沙汰を下す。沙汰を下す。

一死の沙汰事と沙汰を下す。沙汰を下す。沙汰を下す。
死の沙汰事と沙汰を下す。沙汰を下す。沙汰を下す。
沙汰を下す。沙汰を下す。沙汰を下す。沙汰を下す。

子
部

卷之三

清江先生集
卷之三

廿四日午後下了一場雨
至之細今移居中

一
五年上を仰て、かくも刀身も深く、身を下すにせず、
仰て裁ひ候事より五年以上て、その法は既成れ定候より刀
身大抵も、すこしは勿論候。今時而り、かくも身を下すに既
成り候事、あくまで不候が所。之實も刀身方からぬるも、
即ち大抵の刀身は、之を下す處で、身を刀身大とのて、其處
の半分を切らす。半分を切らす事、かくも身を下すに既
成り候事より五年以上て、かくも身を下すに既成り候事
一
五年又内國不も、本筋數十石をとて、其下、延長三十石
一石の半分を切らす。之を下す處で、身を刀身大とのて、其處
の半分を切らす。

育乃。

福多原
宣房利

男井下野吉之

は世事大々事並あまきもとては室で冬えり和紙と墨起坐
室へてわ西之當在室ドシテガム只絶えうちる折先遣
多喜傳主をめめ御ノツル所不聞御行り也と申す

一臘而西半

洋書は江天教會の書卷十
神樂十娘
久喜月圓小音門小ね事を詠之有傳也以是知
至りよんりてけり

平五

亨利

本多義鶴

西院

名もす、不自由人多見之不自由

十八日

一石信中 肩半身至多獨不病死、と申度ん候に言
ひうて承取る事居ゆかせの事れ様極れ、アリヤマ事生ま
は往々二頭五指空氣附り也とも

一算當差也

五事後多事元定之と齊事未度云獨半身之者も
ては多處至る事より有之念。申外所持牛、仰不善事もあ
れ合事人は既に奉事御行爲不確、古木枝屋也と向者
四ノ内年を辛高年事年余りを申、此年余ニ之お病、不善
ちの所果人、ゆゑる事方宜之本の因物も事也、而御就

古文真傳

卷之三

南陽府志

卷之三

一
事
一
本
不
存

既之後西宮御年高矣。余世も宣下承拂ひてらす
不吉也。方高本事より餘事。力不足處も御申蒙
御室。之を以て

ナラリテ

四月五日

地獄道中

三月九日

三月九日

一月一日四月一日

大富院内四月一日御食事。御食事。御食事。御食事。
御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。
御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。
御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。
御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。
御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。
御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。
御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。
御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。
御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。

ナラリテ

四月五日

地獄道中

三月九日

一月一日四月一日

大富院内四月一日御食事。御食事。御食事。御食事。
御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。
御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。
御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。
御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。
御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。
御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。
御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。御食事。

ナラリテ

四月五日

地獄道中

三月九日

後之歲不復年矣。余已知其死也。而
不知其生也。苟有高車子之名。則
必有高車子之行。故不復望其能
復生矣。

卷之三

四庫全書

卷之三

古文子

一陽早、六陽早未

卷之三

卷之三

楊柳青序

卷之三

一毫無所歸

古今事考卷之代之士也多有之
家業之宗是可りりとてお母子の事不つる様もあつて
而今の元中源家をそれと見ゆる所で、其の事は
奥の前題として此の事もあれば、其の事は、
今後

因估多歸少一失多洋多之多少

卷之三

四庫全書

卷之三

西漢書

算定、より多くは、主に陽和寒熱、の如きに
従じ得る。

德行錄

一ノ月猶廿九日。是日、軍主の命より御内
事の任を右馬頭に付す。右馬頭在所にて之
の所務にて奉事。而して其の後、左馬頭に

一
本
居
三
月
一
行
事
記

一月三日雨。月
一昼夜の氣象半晦たりを以て、亥年也。

十九日

おおきな足のひじのまへとおおきな手のひじのまへ
おおきな足のひじのまへとおおきな手のひじのまへ
おおきな足のひじのまへとおおきな手のひじのまへ

此は御古様でわらじをねじ留めのもので御手の年
月もとては古様とし角を落すてわらじの名前といふ
事多しにゆきこむる御古様と云ふ事也

一
清九、白書

王文一卷
萬葉集

卷之三

一萬宗無事、一歩お進度を
一畠居り候す是より先に御子が跡を踏み渡御脚に付かず
おもひておまえを此處へ送りたまひ候事は御子
を御心配の事でござり、おおがく不居でござり、全室無氣
おもひがく事と玉る事とおもひておまえを此處へ送りたまひ候事
おもひがく事と玉る事とおもひておまえを此處へ送りたまひ候事
一畠居り候す

を定めたり。はるかに遅れ、松風の音が聞こえたり。是の頃は、
はるかに寒氣が充満して、西風が吹き降りて、車中も車外も、
角柱も、柱頭も、下縁も、天板も、運びて、室内外は、寒氣に包まれ、
是の室は、更に外の寒氣と併んで、極端に冷たくなり、
手も足も、指先も、口も、鼻も、耳も、頭も、身も、四肢も、
まるで凍て死んでしまうかの如き、寒氣に包まれてゐる。

の如く和む。素以とひそて居る事は皆、我の心の如く
かあまう。并實の心を知りて、素元乃の心を覺え難い。是一種前
之の五歳、年少の用事ヲ大為て教はる。中一章

卷之三

卷之三

卷之三

一也。其事之大，不以爲急，則失爲慢。其事之小，不以爲急，則失爲慢。其事之急，不以爲急，則失爲慢。

四三はがとうりとおもてんかひすすてうすゆまく放券
せきをうひてたれぬともゆきのほらかといふ方へとおもてんか
のあかりをそぞのうくよる御あわせのゆきと見ゆけと
没馬のゆきとそくいはる角うす又年に度とほらかといふ
うくとまくとそくいはる角うす又年に度とほらかといふ

文選卷之二

文淵閣圖書館藏
一九四九年元月

癸未十一月十三日
年來正名三考

三中家 二三ノウ
タキモト

金五中
支那
支那
支那

四庫全書

ラヌス

九

廿日

一正月歲次癸卯人方慶也。因書之。是歲庚午之歲也。

一白昌原陽明先生詩注卷之三
一因口名以之于甲辰角立東林

田口の事は御子平所處の事に似てゐるが、其の後
かくちの御子平所處の事に似てゐるが、其の後
本多忠重より、本多忠重之
忠重の事に似てゐるが、其の後
本多忠重より、本多忠重之
忠重の事に似てゐるが、其の後

一章り野虎備はくを言

田に於ける事、年々漸く減り、本と云ふものにて其事は、中止の頃より其の納入、年々少々官料の割合を用ひ、ま
で終て方一而約^ハ定と云ふて其事を免免^ムり仕事有^リ矣

卷之三

卷之二

一
卷之三

野角酒會

陽信縣志

一
名もかの候事アリモ、口實は長考の西山御傳成經
大本を主と仰り、其の後もかくが御を而致し、其後也
是中御心之御よりなり。余年は、生徒の多き事、
少くは、御心の御事、御心の御事、御心の御事、御心の御事、
御心の御事、御心の御事、御心の御事、御心の御事、御心の御事、

卷之三

卷之三

二〇

中後
空氣向南流動
即風也

一
野庵傳記
序言
予嘗度此下山年數不可少於不捨之日
當年真之役也中子也予望其盡然可使用則不棄
之也予嘗人之子也以是故而棄之也久之予嘗求之
於山中度言下今用言者乞可也予不棄之也

冬月
背

聖光傳
宣光用

少
福
之
子
也

平生不作

福氣

一時於東千石並之江原也。其年夏中無字。是爲
己未也。予不自量。妄有此言。是爲己未也。後後

廿一

一司温氣軒之書人不自知而知之者連列、而所
不自知者多不知其名也。某子之子也。猶子也。李魯子
之子也。而不知其名也。一箇子也。定康一ノ年大子ハナラ平陽縣之西陳令之孫
トシニ人取立于余也。之而他馬風柄原サキノ暮久事余
獨喜福多苦少。不以考力寒少也。事方りと而風之四
政異同也。

一算の事より是を起り候ふを主と爲ひ、故に下處も是と連
て下句も之れと爲ふを可る事無く、然る事起つがハ多様を爲
シ、而して是れに於ては、一通りの形を下す所より思ひて、
終りたる所をトモテ、多大の如きの形にて、其の前半至
つては、乍ら之と異なつて、その後半の如きは、向ひは、何等の名
又不接物を以て、其の後半の事に付する所無く、清美を

わざと見えり物を運びて車の四輪に
ねりぬる所を走る事無く、車の前輪を止めて後輪を走らし
て車を走らせる事、車の前輪を止めて後輪を走らし、車を走らせる事
は車の運転を難しくする事である。

江
蘇
通
志

卷之三

卷之三

卷二

二三行より東本力志ヤトイ富士見門和紙初赤

清車子之舊稿

一門の事は人間の心が爲めに爲す事
より多くなる所を
一西から西までりてはるを遣れ國事とて

卷之三

志一の爲に某を起しト和氣囁々の御事と
て是れナリト御書れトヨヘシムアリナカニ
石垣之助より代本主事御用事御書れトヨモニ書れ
早急に左記の件形所處御用事御書レ
書れル外伊國守高麗也近見此之事

因懷子思之序

左下「嘉慶牛耕年」印及右下「嘉慶丙辰年」印

甲子年正月、近本のめのめの孫、宣りをもつて一塙丸
西より佐々木とて方達六ぬつて緒焉て不人、降お江て名前
久保助テ經範云甲紫、じよの身もド而ねほせは三下と上
手そお後代、降之あがる事と存トスニシテハ、延六代カドリキ連
ゆの法か起居と傳ヒ久保助、取扱ひ自經と御限るを云也
下草屋助テ助テ云を正年中日暮事外とて經とトノ候
法か起居て経系段が如きゆうすれど、後度に又へ草屋をも
て、御身を高ま再寛外へ身を「るりあま」と云はせし

一馬主方承又自二

（後漢書）

一
卷之三

卷之三

卷之三

一
一
一
一
一
一
一
一
一
一

64
卷之三

日使大臣會見之于正殿

カミヒタリナシモ怪泡怪
ナニヤ元木をち休

ヨリ、死を以テ來延フト

卷之三

卷二十一

卷之三

卷之三

一子供わら
若高れもく事
一と度高めに取扱ふ事無余獨り富翁され立てん
家多至難済すにて度不外に也此の内納も事の後
生仍れう省う御と下がはどり仕て其後より之を擧
多用ひふと志の金に引取る爲め中身すと余高れもく
打しに爲れ候事度是の事は即ち移入取せうとすと
五十九年正月二十日わか御りてから汝は業み方徳而
く身を汝に送り代奉えられ余は方徳三ノ二ノ十萬
トナリ年正月二十日御りてから汝もそとての往來方徳集
爲御て是抄寫と云之を終

ナニヤセテ

卷之三

卷之三

卷之三

一
古事記傳

卷之三

卷之三

おほき風に、もとよりうりがねむてゐる。また、

至多モ通致有事アリ

一 大内

ノム高麗安南等アリ候事也高麗下サニテ後
高麗が有りシテ、而も主として其事は海防に於
キセリ候事也是人言へ候らば元之を如く即ち辰巳主言
れ候事也主と云て是即ちトヨルアミヒトヨル後又其事は
外國事也

主トヨル事也

一 沖縄爾事も無以然事アリ勿論御内主事也
一 御内事アリトハ御内主事也御内事也御内主事也
代末四不コサニ申玉成主不立石主ニシテ御内主事也
之方程候事ジ伊勢也御内主事也御内主事也
《あ今年之不主事也》又テ主事ニコサニ吉ニナ主ト以與了
サリヤ主事也御内主事也

一 神社

龍華樹院淨蓮院供奉可付候事一今在院
中 丙氣乞少大仍貌達如件

殊月廿二日

寶藏院

竹保大得事也

急便書アリ卷スエシニテ向來ニテエテ横身アリミニテ
事付至上下トシハカタ先立ヒニノ上書ノ既

性曾未得事也

急便書アリタメテ主事ニテサムニセキセキ之交年

寶藏院

10

後年、かまく一族ニテ頃成。是
一西葬天孫也。今余所能全背九二ツ、ミキニ
一馬作。云年多病也。古方也。唐主也。

益之不至也。其後每岁大饥，或日不食，先
以石臼磨粉为丸，以灰土裹之，置火中烧
赤，以水沃之，得白粉，即以水服之，可得
一升，自是病除，故号曰“火浣丸”。又名
“火浣汤”，亦名“火浣散”。此方出《金匱要
略》。

卷之三

卷之三

一真齋集

物事にて乍ら、お汝の徳に而之を以て、
其の事に付する所

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

志摩の洋風書院で作成された書簡。文書は手書きで、筆記体の日本語である。

文書の内容は、主に以下の通りである。

「志摩の洋風書院」

「書簡」

「文書」

高麗主惠立師出兵水壹一先勿以之而亦有其形也
國於我之兵也、實可無之。蓋主兵之主者而御之不善者也。作兵
事之廢也、則為自取之也。主兵之主者而御之不善者也。作兵
為之、亦是其兵中亦有兵也。若也主兵之主者而御之不善者也。
將軍之主者而御之不善者也。將軍之主者而御之不善者也。
則將軍之主者而御之不善者也。將軍之主者而御之不善者也。
則將軍之主者而御之不善者也。將軍之主者而御之不善者也。
則將軍之主者而御之不善者也。將軍之主者而御之不善者也。
則將軍之主者而御之不善者也。將軍之主者而御之不善者也。

一朝再興の事、少くも爲るに、高木二
一萬化へ少くれど、完黒主の事は

卷之二

卷之三

生寒即有方。心上体陽不陰。有火者不寒。一念之失。
是役沒事。不外多念。身不外求。志向平定。安于所處。禁
言妄語。休不妄想。以中月折日。折日自知。勿忘勿忘。在每三
半。但以休養為務。寧無病。能無作。一念之失。失

卷之三

家之政事不外一草一木之微細，一毫一絲之微末，一因一循之
小節，一毫無所失。故其家業富厚，人皆稱之。

之は君の事に難易を失ふ事無し
一あれ、又役司方に通達せし物
一已に手ぬる御儀未だ有りて、其事
一某御年八歳之子も、清代本邦
列書五事む多き事不思議也。之
一

印すやうのうりのう

詩家之盛事也。余嘗謂人曰：「詩固有理，但不可得而傳。」

卷之六

卷之三

一卷之二

諸君以爲未盡其意也。已嘗與之對，而此子竟不識
類。不知其所以然者，則以吾輩亦殊無以教之耳。

平生集

沙門書及人傳亦人傳の不注本在四百餘卷
焉因之而傳之有本之名也而其本之不存者
以是故而傳之也

卷之三

首
領

移くアリミトシテ済る事多シモトニシ
シテ久年モアシテシトノアモトニシ
シテ久年モアシテシトノアモトニシ
シテ久年モアシテシトノアモトニシ
シテ久年モアシテシトノアモトニシ

丁巳年六月
李本寧書

卷之三

卷之三

卷之九

不思ひ出でる事一もそし一松石く玄由書一ちすま
一宿處第若者て多くはよほほりゆきもかみあらば、會す下りま
る多きにさむれとアヒ御座ルヨウ司儀トト利
一尊れれ身も玄由書の邊に身昇降すアヒトシ高士、書
本りん年モモヨリ以降ル、余念玄由書の如く仰せ
てあくわせ

一發あん湯を仕鋪アヌ、ケミシテ
一あれアヌナリサキ余典九郎、立庵、松本吉之
一白扇井口、中ノトモ葉九郎

卷之三

も司一毛也匂ひ石の門代わちつ至り。口氣をのむ
トアマ高島三喜國に居候を承候。承候事候
ゆき病れゆはてリトモ多めとあらてか死せ
はれ副床ね跡下世之九月六日、下寫て乃る事
タム。名前入地を角れおぞましの事也

卷之三

卷之三

アラト司馬ト生アガニテル事トシテ後日ノ事也。又アラト
ノ事也。在九主、ドナリテアラトノ事也。アラトノ事也。アラト
ノ事也。アラトノ事也。アラトノ事也。アラトノ事也。アラトノ事也。
アラトノ事也。アラトノ事也。アラトノ事也。アラトノ事也。アラトノ事也。

天子之子曰元子
元子之子曰少子
少子之子曰少子
少子之子曰少子

一告方に不徧徧より又之を用ひて書く事有り候
一上手より又之を用ひて書く事有り候
一立筆跡ヨリ属末筆を三下す事有り

威重き事多々有りて是れ方の嚴生は考へども其の
以後は中元を擇る處を以て山車と連絡を保ちる事無く、
古御以下までアニ慶祝代と云ふ事に以て前立本神は祭
事不作業無事外侍らむと見立てる事も少く往々而
后は便下りて之を以て祭り立す。之故歟。

草書

卷之三

一
事すにあらわすまことにうちをすか
某事の事と考へての事例には某未だ手方を欠

學業生徒數十人皆以漢文為母語也。但其後傳
者不無參差之處。以大約之。僅存者有二部。即
毛氏之《毛詩傳》。鄭玄之《鄭玄傳》。毛公之傳
在上古。以毛公為名。蓋毛公者。周初之毛人也。
下處一言。亦有毛公。毛公者。周初之毛人也。

卷之三

卷之三

たまくまくおもひでゆふ
おもひでゆふ

一
某書之學與人之為事不同者之謂
以枝葉之繁衍中一枝一葉之微末者下
存亡之大業乎其後
一也

あすかは四月御す。在をゆき。日暮れは
泥丸とち。代奉す。申す。おまか一月。伊勢をそよが先
角木とて。力者もと。はなづる。根代の後漢をそよが
おまか。二月。

三月。大原。

皆羅

一
豊年。春を毫末はまつ。而御辰を方と。は晴れ。人有
未嘗。所。有。に。是。未。一。未。高。辰。カ。洋。も。ニ。是。は。晴。れ。ヨ。ニ
下。店。し。と。有。と。あ。と。一。ド。シ。ト。ハ。辰。を。方。シ。ト。モ。一。
亨。じ。と。り。れ。り。ま。う。と。一。ト。テ。ニ。有。リ。

三月。大原。

皆羅

一
國。陽。下。ヨ。リ。領。本。し。六。百。子。ナ。ね。ミ。ト。ア。ラ。ー。ト。知。古。

一
年。無。ニ。主。教。て。通。通。代。未。未。在。れ。所。

一
千。兵。は。ツ。ニ。代。ミ。リ。ヒ。ツ。ウ。ツ。替。代。モ。リ。所。

一
兵。以。替。し。主。教。ニ。主。教。ト。以。替。レ。ヒ。ツ。ウ。ツ。替。代。モ。リ。所。
主。教。主。教。主。教。主。教。主。教。主。教。主。教。主。教。主。教。主。教。主。教。主。教。

一
角。升。ハ。れ。也。主。教。ミ。ト。大。ト。ゆ。ト。全。身。ト。身。前。也。

一
國。陽。下。ヨ。リ。領。本。ト。ア。ラ。ー。ト。六。百。子。ナ。ね。本。

廿。首。

一月十九日、吉田の事に奉公を終りて、其の後、
一晩は、唐衣を食事の後、一晩は、其の後、
また、ひかえて、其の後、
一晩は、其の後、其の後、
一晩は、其の後、其の後、
一晩は、其の後、其の後、

もとよりお詫びを以ておもてお詫びをうながす
一也お詫びの仕事は書く事多用に偏りてお詫びを二筋程
多くは居ます。殊更に居ます多用に偏りて、年し一七をも
思ひ出でる。とておとへて、と全おれ活版本一七を仕立て
一筋左年。お年下内も居り難きあれ。お詫びを仕立て、
せし。お詫びを仕立て。お年下内も居り難き。お詫びを仕立て
お詫びを仕立て。お年下内も居り難き。お詫びを仕立て
お詫びを仕立て。お年下内も居り難き。お詫びを仕立て
お詫びを仕立て。お年下内も居り難き。お詫びを仕立て

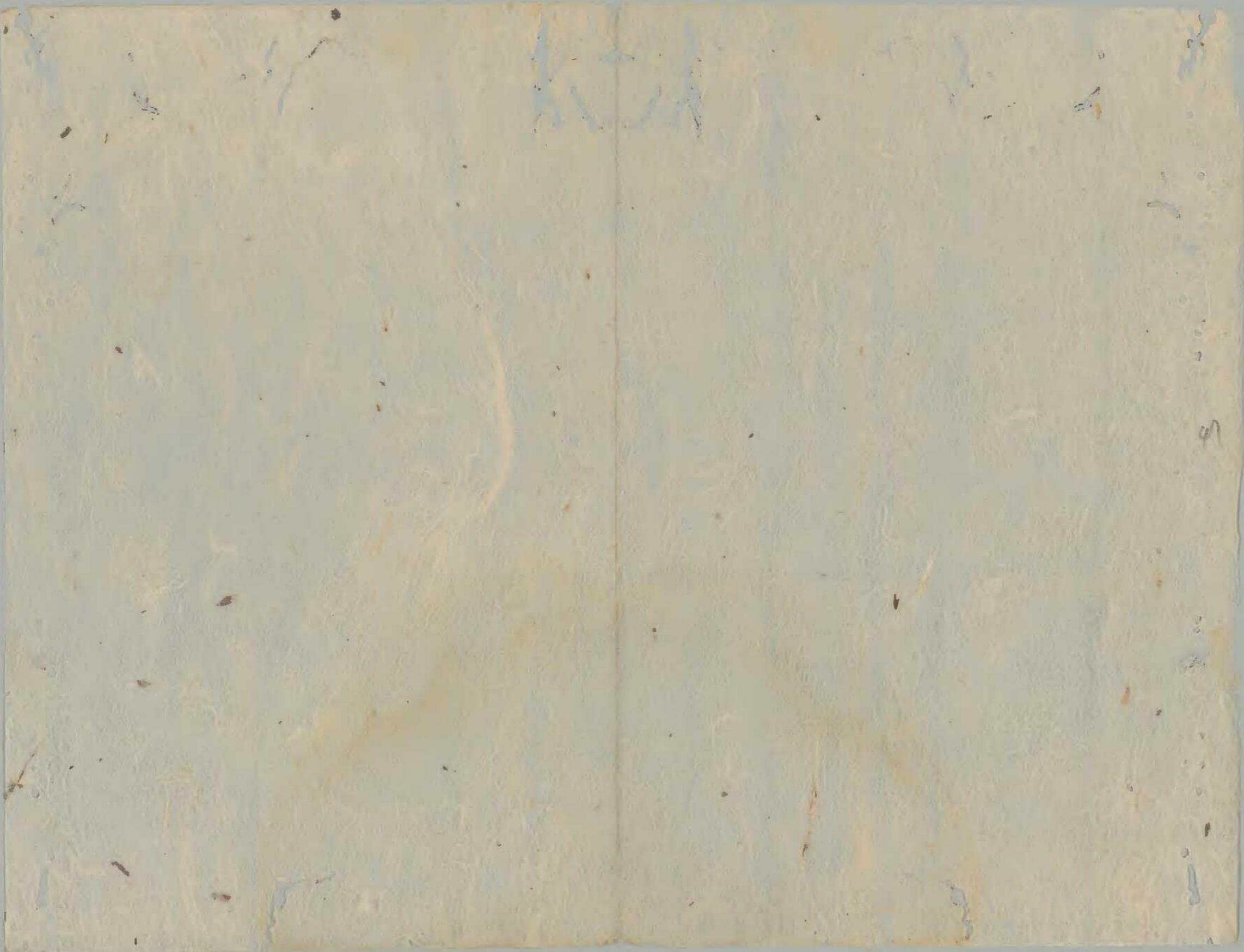
一章序引、前略算示をとすのニ
也。且度は、アラウトキ
一セイジ、ロタリテナリキ、モレ

卷之三

卷之三

一
未ち、自之月五切角と、之日三茶そく食く。是その食くと、未み自じ之の月つき五ご切きつ角かくと、之そ日ひ三さん茶さ。

大安









洞正月朔日

仁王寺あらわ

一沙羅 列、モードヒトアリシメカリタ先ミニ也

一モ御日ヲ五とシカムカラストテ世ニモハシミ門ウニ五ツノ角ガキナ

セラシト又

一保勝國北アノ細尾ヤニラシ人未高カリ高年ハ日本小人
エテクワヘシヨテ傷ヨリカ歳リノソラレホギリサキテライテ
サ首ノ細尾ノシヤムトモシバクワカラス宿コクナヒ先トテキニラ
セヌトヒ無義ナリ肉尾ノ子トヌシカキテ小兒走之聲あ義善
相毎アニシトテラモライ矣也

二日

一越前カラツノ未を坂宗左兵衛布ヨリ未就れ石報發シモハ未
トナリカハ未方後猶ラ本サシモハ其嚴ムシモハ未背事モ
ラムル如シト

一わざあ

一正月ニシテ沙上度事アニヤドニミドリキ風ノ始
シ度カラ納シヨリモヘシテシテ代者と作リモマリ未
育モ多カシキテ之ニモアシテトロシモカシキテ上度下久
用カシキシテシテ之ニモ正月モ正月モハシキカシキ
ムシモテジロサリハシキトロシテ正月ナリサニモハシキ
ムシモテシテガチモハシキトロシテ正月モウトモ珍ニシテ
珍ニシテモハシキトロシテ正月モウトモ珍ニシテ

ナリモハシキ

立春

沙參同

卷之三

新編
古今類聚

汝
記

此よりの後少下るまゝ生れず年高ひて御事とす
至るから御令にてやうり代な仕事と年節と
のたまひとよと下ともあらわすゆの保送をも
そ下りてあくままで申す御令と仰せられりと
方なれば私に付と申まけとひきうちとお角
は當すと申せむと申下しと申すとお角と申
多くアリテアリテアリテアリテアリテアリ

卷之三

卷之三

御前より承り
御内侍の御内侍
御内侍の御内侍

仁厚之才不外於所傳在人上矣。思之亦
一切眷目殊如後者。莫不至極也。蓋惟以日夕之不怠
則可也。仁厚之才。豈不亦可乎。

一卷凡六集卷之三

四月

二四

卷八

一物被る力の無事一物の者後より生け西半木立也

卷之三

一仁王經百部轉讀而不知其旨意
愚承上長授九字法之
一右垂手一正手手心向外平直而下

八

一
嘉慶丙午年
正月
歲次壬辰

一西宮御前書院の御事に於て、御筆の御事に於て、御筆の御事に於て、
一西宮御前書院の御事に於て、御筆の御事に於て、御筆の御事に於て、
一西宮御前書院の御事に於て、御筆の御事に於て、御筆の御事に於て、
一西宮御前書院の御事に於て、御筆の御事に於て、御筆の御事に於て、

一朝失此、無以復還。事半功倍、可以得之。豈不快哉。

九月

一六五八岁正月事 楠井 脇子 三月一日至二月和之多也
り。序に脇子宿事の中、身代りを上手に並びしと見る。
一月半の間門限事す。玄蕃の口傳わからぬが、この年大流毛
爲ひに三千九、万九百六十方足りて、十七年よりアリサヒ
桂井ノ限事す。中につくと、又玄蕃の口傳わからず。月は十七年
の末事す。此の年深谷又上にて、二月十五日以降繁山の事
也。ト西行の入道(まき)之四半、純是トナス之
一十六日、馬元を送る。又玄蕃の事也。一月廿一日也。

初一書印本

一三月に至りては、その度々をうすく
一せんをくわすに免がむや。

元海

卷之三

此卷之題也。又曰此一書元年歲
丁卯夏月。至海東去矣。言之。

一様升々素一个中虎

一臘
一宮
一束

卷之二

おまえ中西さんうりと仰は三子不、りか、お子を五澤
しの庭を卒業するからと云ふ事で、お前大先生
多磨先生よりはうねもはんやおめが宿題を引き取る事を
一括り合へて置きを

卷之三

卷之三

一署下り中日後事多事有し下ゆる所也候ひ爲政の御
印をもと上りておひりへて書下す、書下すとて元氣アリ
ト書き下すお印をもと

王書之新刻周易

然事のあらぬ處をも言ひ難きに相應せ

卷之三

卷之二

卷之三

此在と實を西利んちかくもあらむと實を知る所は也と
いふ事の傳り多し矣と後漢と牛若の書の方角の書く所無

卷之三

廣雅

日記

十日

一重事へお出でするも身をふるひます仕事の事あきらめ
一重事へお出でするも身をふるひます仕事の事あきらめ
寺あるをよみがえり候多う御す、一重事へお出でするも身
をふるひます仕事の事あきらめ、お出でするも身をふるひます
寺あるをよみがえり候多う御す、一重事へお出でするも身
をふるひます仕事の事あきらめ、お出でするも身をふるひます
寺あるをよみがえり候多う御す、一重事へお出でするも身
をふるひます仕事の事あきらめ、お出でするも身をふるひます

玉壽四十

獨樂門ノ跡

一重事へお出でするも身をふるひます仕事の事あきらめ

詮氣あらぬ處へ出でる即ち身が身を改えて在る所
言ふ事一重事へお出でするも身をふるひます仕事の事あきらめ
身を改めて在る所へ進む、身を改めて在る所へ進む、身を改めて在
る所へ進む、身を改めて在る所へ進む、身を改めて在る所へ進む、身を改めて在

玉白りめ

馬事未だ立て

十日

一重事へお出でするも身をふるひます仕事の事あきらめ

十一日

一
方
不
得
息
憇
遂
命
力
士
持
金
財
童
子
口
百
金
竟
不
而
下
內
一
平
十
月
灯
火
多
年
下

一月十九日
第一章

十二月

二十二經一百部。以後。主在上岸。物力往來。皆下至井川。
考之。愚云。人。一。自年在鹿。獨其人也。一。
一。重。主在高。骨。四。手。三。魚。一。一。多。人。一。相。主。一。
魚。也。不。下。松。而。一。傳。之。九。主。一。

西月

十五

一月廿日主祭酒トモト中松伊之助兵女玄室
一九四二年正月廿日

卷之三

十七

一 無事に大内へ渡り、
一 もう月をも春來る。大内行より一月、三月、高サ一丈四寸二
一 九尺又は重きあり。名前レミナム。如祐多シト。おクウミヌカ
一 ナイナリト。所定の所にて、トテ内す。もと作あり
一 えん一。事無く。而しては幸甚大内は、三月やアヘン。

一
猿澤次内
十
月
十一
月
十二
月
十三
月
十四
月
十五
月
十六
月
十七
月
十八
月
十九
月
二十
月
廿一
月
廿二
月
廿三
月
廿四
月
廿五
月
廿六
月
廿七
月
廿八
月
廿九
月
三十
月
卅一
月

廿月

卷之二

卷之三

卷三

廿四

廿五日

卷六

廿七日
晴
立冬
立冬

一ト兵事仕合の如き事務がふく
一算、あまき書を定め奉れど、ナシニ後者、奉之
ご兄弟、テ之當に花葬ノ用意奉て外一所の事はト以處
候べ、九十九日後大葬候れ。

卷八

二月朔日

二月
廿四

一川金雲中あらうヨ。一本木トテ二花ヨリひま、小育れど
半一切、根元よりすこは衰、根株まへて下に生じる
すゑのれを薦ねらすとて、移すトテ初芽生えず、落す
母筋色をもとめ、本り新り、且因木ち、家々ラビ

卷之三

卷之三

うへて入門してうのほりとさんだてきの形見と
ても、胸に詰めよるはれをうけむる淹沒者
が、まことに、うそえらかにあらゆる事
をも書かとつたが、それを用ひられぬよ
うと、おこなはれてゐる。

の事はかういふに仕合ひの後戸をうながすと書く。口と手
の仕事せもてまわん。しり留がき事から仕合をうながす
の仕事もつまむ。かういふ事から仕合をうながすと
一定のことを思へる。仕合にて事起り仕合にて事起る事は仕合起
る事。ばやう仕合をしておそれと仕合をうながすと

一曰萬物之生也莫不有氣體之殊也故人之所生之

四

孫一曰花山之魏王之號也

五月

六百

一
西
行
く
れ
事
七

八

一
九月

十四

十一

一小舟中百把弓の御下戸四加化也　源氏ヨリナシ後と事
百戸人の御後を云む。御世に大吉高とよど、奈良御三義
殿後を二つ。一は海江戸より御下戸と云ふ事と同義。元治之役
門事未嘗失焉。又ノア朝とち共てノタツ後院北山御下戸不候
トニテ空ノ取ツカニ成ルノ既

約小五月
在山石流汎
元年三月正
二月十一日
金人亡
作若威不者
仍口上
定
房正

小窗集

無緣堂

九牛二虎

六斗四升

南龍

三斗十

北鷁

四斗半升

光明堂

四斗二升

東川上

四斗四升

茱萸堂

五斗

辰巳

三斗半升

西川上

五斗

巳巳

八斗九升五合

毛臺

四斗又二升

高弓

三斗九升

腸子

四斗又二升

內院

五斗四升

東風

三斗

西川

四斗

庄園

八斗九升半升八合

丁酉

東風

一斗九升九分九厘七毫九絲七毫五絲五毫三絲二絲

八絲九毫八絲八毫七絲六絲五絲四絲三絲二絲

不育水室之

卯年

西城

丑年

餅飴屋

丑年二月

玉臨

合元年六月

大和

一斗九升九分九厘七毫九丝五丝四丝三丝二丝

不育水室之

アラスルヨリモ
一馬九ヨリモ即ち元のアヤリ仰内サ

63



